

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター  
2026年第一期 ESP 奨学助成金（国内研究費）募集要項

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センターでは、例年、研究を目的とする海外渡航のための助成を実施してきました。2022年からは新たに、寄附元であるドイツ学術交流会（DAAD）の特別のご厚意により、日本国内での研究調査活動に対する奨学助成の交付が認められることになりました。

については、東京大学大学院総合文化研究科・欧州研究プログラム（ESP）登録者を対象として、研究活動支援のための助成を実施します。

今回の募集は、2026年1月から3月に日本国内で実施される研究計画を対象とします。但し、DAADの意向により、助成対象はドイツに関係のある研究計画に限定されます。応募者の研究計画がこの条件に該当するかどうかの詳細については、ドイツ・ヨーロッパ研究センターまでお問い合わせください。また2026年1月から3月に海外渡航を計画している場合は、これとは別に「旅費」のための奨学助成金に応募できます。

なお、奨学助成金を受けた場合には、研究テーマおよび氏名等がセンターホームページで公表されること、統計調査のため、個人データ（名前、性別、電子メールアドレスを含む）がドイツ学術交流会に開示される場合があることを了承の上、応募書類をご提出ください。

応募締め切り 2026年2月2日（月） 13時（厳守）

2026年1月

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター長  
川喜田 敦子

1. 応募資格

東京大学大学院総合文化研究科・欧州研究プログラムに登録している者。

2. 交付額

431ユーロ／1ヶ月

3. 助成期間

3ヶ月（最大）

\*助成期間は申請内容と予算の都合に応じて選考委員会で決定する。

\*2026年中の助成金受給期間の合計は6カ月を超えないものとする。

#### 4. 応募書類・方法

1) DESK HP ([https://www.desk.c.u-tokyo.ac.jp/j/education\\_application.html](https://www.desk.c.u-tokyo.ac.jp/j/education_application.html)) から所定の申請書をダウンロードし、必要事項を記入したうえで、添付書類を添えて google フォーム (<https://forms.gle/TMjDfCb8QZUmBkaa7>) からアップロードし提出すること。

2) アップロードする添付書類には支出計画案を添えること。

\*ECCS アカウント (@g.ecc.u-tokyo.ac.jp) にログインした状態で Google フォームにアクセスすること。

\*申請者の ECCS アカウント (@g.ecc.u-tokyo.ac.jp) 宛てに受領確認の自動返信が届かない場合は、事故の可能性があるので送信日時を確認のうえ問い合わせること。システムの事故などの可能性もあるので、早めに応募書類を提出すること。審査結果は2月下旬頃までにメールで通知される予定である。

#### 【記入上の注意】

a. 旅費・国内研究費共通：研究概要の項目では、研究の内容・目的・意義などを簡潔にまとめたうえで、現時点での日本における準備状況を明記すること。研究概要は400字、研究計画および方法は800字から1200字程度（最大1ページ）を目安とする。

b. 今回の国内研究費にかかる計画：今回の国内研究費受給期間における研究計画を支出計画と具体的に関連づけながら記入すること。

#### 5. 選考方法

提出書類にもとづいてセンター執行委員会で選考をおこなう。

#### 6. 交付方法

日本国内の本人名義の金融機関口座に振り込まれる（為替レートは東京大学指定レート）。

#### 7. 報告義務

受給者は、助成金による研究計画の終了後、次の書類をセンター事務室に提出しなければならない。

1) 成果報告書（提出締め切り：助成期間終了後2週間以内）

特に様式を定めないが、研究計画に基づいて実施した研究・調査の成果を具体的に4,000字程度で記すこと。マイクロソフト・ワードファイル (docx) を電子メールに添付し提出。後日センターのHPで公開される可能性があることを了承すること。

2) 支出明細と領収書のコピー

奨学助成金の支出一覧と領収書（レシート）のコピー。領収書（レシート）はA4の用紙に印刷、あるいはA4の台紙に貼り付けて電子データ（PDF等）として提出すること。

3) 奨学助成金による研究業績についてはセンターに提出すること。

8. 変更届出

交付決定後に研究計画に大幅な変更が生じた場合には、ただちにセンター事務室に届け出なければならない。

9. 返還義務

受給者は、助成金の返還義務を負わない。ただし、提出書類に虚偽の記載をする等不正な手段によって助成金の交付を受けたことが判明した場合、助成金が計画書に記載されたものとは異なった目的に使用されたことが判明した場合、または成果報告書等定められた書類の提出を怠った場合には、全額を即時返還しなければならない。

10. その他

提出されたデータおよび書類はいつさい返却しない。

連絡先

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター事務室

総合文化研究科・教養学部（駒場キャンパス）9号館3階313号室

担当：平松 英人

E-mail: [desk@desk.c.u-tokyo.ac.jp](mailto:desk@desk.c.u-tokyo.ac.jp)